

[別紙1]

食のみやこ鳥取県づくり支援交付金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業開始の10日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 → 実績報告書提出 (事業完了から20日以内)

※事業の完了とは補助対象経費の支払いがすべて完了した日です。

○実績報告書を下記提出先に郵送又は持参してください。

【事業が年度内に終わらない場合】

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い
提出書類: 振込依頼書

資料提出・問い合わせ先 商工労働部兼農林水産部・食のみやこ推進課
鳥取県鳥取市東町1-220
0857 - 26 - 7853 syokunomiyako@pref.tottori.jp